

関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1 関税法の一部改正に伴い、申告書等が郵送等により提出された場合に提出時期について発信主義を適用する書類を定めることとする。(関税法施行規則第1条の2関係)
- 2 通関業の許可の承継に係る承認手続の際に添付する書面を定めることとする。(通関業法施行規則第2条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成28年4月1日から施行することとする。